=県労会議パート・臨時労組連絡会第9回総会= はじめに

パート・臨時労組連絡会は昨年 12 月 20 日に第 8 回総会を開き、1. 政治を変えて人間らしい社会を実現すること、2. 均等待遇実現を求める運動の前進、3. 最低賃金闘争への集中、4. 働くルールの確立、5. 非正規労働者の春闘への結集、6. 仲間を増やすこと、7. 非正規労働者の権利と雇用を守る闘いの支援強化の方針を確立しました。

2009 年末にアメリカのリーマンショックをはじめ、日本の大企業が競うように始めた非正規切りは日本経済を急激に冷え込ませ、今日では中小のパート・臨時にも及んでいます。 県労会議の労働相談には、パート・臨時の労働者からの解雇に関する相談が急増しています。

こうした方針に沿って1年間の闘いを総括し新たな方針を決定します。

I. 2008 年度総括

≪労働者を巡る情勢の特徴≫

アメリカのサブプライムローンに端を発した世界的な経済不況は、日本でも 2008 年 12 月より急激な景気の低迷が続き、企業の求人数の落ち込みで 2009 年 12 月の有効求人倍率が 0.97 倍となり、2009 年 8 月には 0.54 倍にまで落ち込みました。年末には自動車・電気関係の派遣労働者が大量に切り捨てられ、会社の寮を追い出されるという事態にまで発展してきました。全労連などが始めた派遣村にはこうした行き場のない労働者が溢れて社会問題となりました。政府は補正予算による失業者の住宅確保や生活援助、定額給付金の支給や企業への雇用助成金などに着手しましたが、落ち込んだ経済は一向に上向かず、景気と雇用はますます悪化しました。こうした不況の要因ともなった派遣労働法の抜本改正が必要に関わらず、参議院では改正案が可決しましたが、解散総選挙によって法案は廃案となりました。一方で自民党・公明党の政権は景気対策を求める国民の要求にもかかわらず、郵政や年金での不祥事が絶えず、ついに麻生首相は7月に衆議院を解散し8月の総選挙となりました。

1. 政治を変えて人間らしい社会を実現すること

長引く不況でパートや非正規雇用の解雇が増えています。民主党を中心とした政権には派遣労働を廃案にして正規雇用を基本とする雇用環境を実現するよう迫っていく必要があります。民主党は労働者派遣法の改正や最低賃金の1000円(当面800円)の引き上げを公約として掲げ、総選挙で勝利しました。こうした労働者・国民の要求を反映した政権を誕生させた背景には、全労連が主張する働くルールの確立を求める運動が国民の共感を呼んだことにあります。その運動の先頭に立って奮闘したパート・臨時労組連絡会の運動に確信をもつものです。県労会議はパート・臨時労組連絡会の要求を機関紙でも取り上げ、総選挙特集で派遣労働法の廃案、最賃の引き上げを呼び掛けました。

2. 組織拡大

この間、生協労組や医労連、或いは高教組など非正規の組合加入が増加傾向にあり、昨年と比べて193名 (2009年6月調査)増えました。正規と比べて労働時間が短いというだけで賃金や労働条件で不利な状況にある非正規労働者の均等待遇を求める声は大きくなっています。その解決の最大の近道は労働組合に結集して運動することです。そのことに目覚めた非正規労働者の力を引き出す運動が求められており、非正規労働者を主役にしたパート・臨時労組連絡会の運動に期待が集まっています。

3. 最賃の運動

1) 最賃審議会への働きかけ

最賃引上げの運動では、3月10日に高木(生協労組おかやま)・岩本(県医労連)両氏の最賃委員への推薦を行ったのを皮切りに、2009年5月15日から岡山地方最賃審議会の傍聴を3回行い、7月6日には専門部会へ濱(生協関連一般労組)氏の推薦を行いました。しかし、両委員の推薦は審議会構成員として除外され、最賃審議会の審査請求を5月27日、専門部会の審査請求を9月10日に行いました。その結果、10月29日に審査請求に基づく意見陳述を行いました。岡山地方最低賃金審議会への意見書は7月15日に提出し、8月5日には労働局長に対して、「最賃千円以上の実現と全国一律最賃制の確立を求める要請」を最賃体験に基づいて提出しました。しかし、労働局は総合的判断という「従来の見解」を述べるに止まり、「審議会と中央に伝える」としました。また、審議会の意見書に対する異議申し立て書を8月24日に提出しましたが、審議会はこれを十分に審議することなく昨年十1円の670円を今年の最賃とする答申を行いました。

2) 最賃宣伝

今年は、働くルールなど最賃引上げの署名で街頭宣伝を8次にわたって、街頭署名に取り組み 368 筆を集約しました。こうした署名活動の中で「賃金が低すぎる。まともなパート先がない」という声が聞かれました。また、生協労組おかやまは独自に最賃宣伝に取り組み、3月28日に岡山駅前で宣伝行動を行いました。最賃署名の広がりにはこの運動の意義をどれだけ知らせることができるかであり、正規労働者の協力や産別内での学習会などが必要です。今後は組織内の署名や他団体への働きかけを、これまで以上の署名が集まるように取り組みことが必要です。

3) 最賃体験

5月15日に最賃スタート集会を県立図書館で開き、講師に岡山市職労の水畑光雄氏を招き、24人が参加して生活保護の実態や申請方法などを学びました。最賃体験では派遣労働者で派遣切りに会い、生活保護となっている男性の参加もあり、実態として最低生活以下の体験も行われ、「二度としたくない」と言わせるほどに厳しい最賃生活に共感が寄せられました。この体験は8月5日の労働局要請や最賃の意見書にも反映され、最賃引上げ運動の力となりました。

- 4. 非正規労働者の春闘への結集
- 1)パート・臨時労組連絡会は3月1日の県春闘共闘決起集会に結集して闘い、春闘の賃

上げでは医療生協労組(県医労連)が非定形パートの時間給を 802 円から 920 円に引き上げ、林精研労組(県医労連)はパート介護士を 790 円から 845 円に、中央福祉会(県医労連)がパートの 20 円アップを勝ち取りました。こうした背景には労働の割にあまりに低い介護労働のパート賃金が社会問題となっており、介護の現場を去っていく労働者が急増し、介護の現場では人手不足になっていることが挙げられます。こうした事態に政府は緊急の手当として、介護施設に限り報酬を引き上げました。しかし、引上げ部分の多くは施設の赤字補填に回されているのが現状です。こうしたことは問題点を含むものの、労組の闘いの成果です。また、特別交付金による(2年に限定)給与引き上げの成果も勝ち取っています。これも限定的な措置ということで経営者が申請を敬遠している、という問題点が指摘されています。

2)5月23日全国交流集会への取り組み

働く仲間の全国交流集会が京都で開かれ、岡山から 6 名が参加しました。5月23日~24日、全国から500人が参加するなど、折から猛威をふるっているインフルエンザにも関わらず過去最多の全国交流会となりました。集会は神戸大学の二宮厚美氏の講演をはじめ、分科会での討論やアピールデモ行進などが行われました。二宮氏は「今日の派遣切り・非正規切りは政治が生みだしたものであり、自己責任ではない。すべての問題は社会保障制度の切り崩しと結びついており、国民運動として共同して闘うことが重要」と運動の意義を述べました。討論で外国人実習生の奴隷労働の実態や定年後の再雇用制度で賃金が最賃+10円という生協パートの低賃金引き上げの闘いなど、その奮闘に共感する拍手が送られました。また、公契約で競争入札が労働者に働いても暮らせない低賃金を強いられていることや、体験から最賃では自立できないなど、「賃金とは何か」を考えさせられる討論となりました。

5. 改正パートタイム労働法施行に伴う岡山労働局にアンケートの概要

岡山労働局は平成20年4月に施行された改正パートタイム労働法に関して、雇用管理状況を把握するためのアンケートを昨年10月、県内規模30人以上の2,396事業所を対象にアンケートを実施し、1,218事業所(全体の50.8%)から回答を得て、パートタイムを雇用している969(79.6%)事業所の概要を明らかにしました。その結果は、全労働者のパートタイム労働者の割合は24.1%であり、産業別では宿泊業・飲食業が84.1%と最も高いことや卸業・小売業30.9%、サービス業30.0%であることを明らかにした。また、賃金に「昇給あり」事業所は7割であり、内6割が意欲・能力、経験年数を考慮するとしています。

Ⅱ. 2009 年度方針(案)

パート労働者をめぐる情勢の特徴

1. 鳩山新政権のもとで人間らしい生活と社会実現する政治の実現を

鳩山新政権が誕生する時の選挙公約に、最低賃金の是正や労働者派遣法の改正を上げていましたが、政権退場後の公約に対する姿勢は後退しています。深刻さを増す経済不況の

打開策を打ち出さないまま、失業者の対策として 11 月下旬から 12 月にかけての雇用支援やワンストップサービスなどの事業を新たに始めました。しかし、雇用破壊のおおもととなる労働者派遣法の抜本改正は棚上げされそうな情勢であり、財界の要求する雇用調整弁としての法律には思い切ったメスが入りません。また、最低賃金については、政権誕生後、初めてとなる 2010 年の最低賃金引上げの闘いは、われわれの運動がその力で大幅な引き上げを可能とする緊迫した状況を迎えます。

はたらく者がすべて平等に人間らしい生活を実現するために、私たちの運動は自公政権の退場という結果を呼び込みました。今度は新しい政権に臨時・パート労働者の就業実態を正しく捕らえた政策の実施を要求します。非正規労働者の賃金は最賃に近い時間給であり、働きたくとも正規の仕事が少ない今日の情勢の下では、税金や社会保険料を支払うと最低賃金以下の生活を強いられます。

また、自治体や公的な機関が競争入札の名のもとに、入札に負ければ職を失い、勝手も 以前よりさらに低い賃金を強いられるなどの不安定でまともな生活さえ保障されない状況 の下では、ルールある公契約条例を制定させることが重要です。こうした制度の実現は人 間らしい生活と社会にもとで安心して暮らせる展望を開くものです。公約の実現を政党任 せにせず、運動で実現を迫っていくことこそ重要です。

学校現場での臨時教員や医療福祉分野のパート労働者が増えている現実は、安上がりの教育や福祉を当然とする国の在り方が問われています。質の高い教育や安心安全な医療の実現にとって正規職員による労働力確保は絶対条件です。

鳩山新政権はこうした国民の声を反映して誕生しました。しかし、その実態は大企業とアメリカに配慮した政策が目立ち、国民の不安は増すばかりです。鳩山新政権のもとで人間らしい生活と社会を実現するための運動はますます重要になっています。

- (1) 政治を変えて人間らしい生活を実現する私たちの要求と運動
- ①雇用は期間の定めのない雇用契約を原則として、派遣労働法の抜本改正や有期労働契約 は臨時的・一時的・例外的なものとして法律で厳しく制限すること。
- ②労働時間を短縮し、正規雇用労働者をふやすこと。
- ③公務・自治体の非正規労働者にもパートタイム労働法を適応させること。
- (2)大企業大資産家の優遇税制を止め、軍事費を削減するなど日本の経済再生にとって、これらを聖域化することなく進めること。
- (3) 憲法を守って日本を戦争する国にしないために、憲法改悪反対の署名に取り組みます。国民投票を実施させない世論づくりを進めます。
- (4) 課税限度額の引き上げ(生計費非課税)や消費税増税反対の運動に取り組みます。

2. 雇用・均等待遇・ディーセントワークの実現を求める運動の前進

働く女性の賃金は同じ年齢の男性と比べて、67.8%の賃金(平成20年度全国平均)に抑えられています。非正規労働者が多い女性労働者の社会的地位の向上や賃金改善なくして、

労働者全体の賃金引上げは実現しません。特に非正規の労働者は常に雇用の調整弁として使われ、簡単に首を切られ、正社員と比較しても低い賃金で雇用されています。また、採用時には労働契約書も渡されず、文句を言えば会社から睨まれるなどはじめから不利な条件で働かされています。改正労働法を会社に守らせ、雇用条件も明確にした働き方が必要です。そのためには、労働組合をつくり、非正規労働者の労働条件を守る職場の運動が求められています。均等待遇実現には組合の結成と「非正規労働者の均等待遇」を求める世論形成が必要であり、宣伝や教育など臨時・パート労組の運動の強化が求められています。

- (1)「均等待遇」、ディーセントワーク実現を求める運動を前進させます。
- ①「改正パート法」が守られているか「均等待遇チェック」運動を行います。
- ②「改正パート法」の効果を検証する「職場チェック運動」に取り組みます。
- ③「均等待遇」実現するため、ILO175条約を批准し、パートタイム労働法を抜本改正すること。
- ④有期雇用契約の制限を求める運動を推進します。

3. 最低賃金闘争への集中

最低賃金の取組では毎年、最低賃金審議会と専門部会に委員を推薦しながら、意見書や要請、不服審査請求などに取り組んでいます。また、この期間には最低賃金生活の取り組みと合わせて学習会なども行いながら、全国的な運動への結集と幅広い参加を追求しながらの継続した力で、最賃への引き上げを展望しています。時間給 1,000 円に実現は最低限の要求であり、仮に実現したとしても年収は200万円(年間1800時間の労働)にも満たない賃金であり、保険料や年金などを払えば、さらに年収は少なくなり、これでも不十分です。安心して暮らせる賃金は生活給を基本とする賃金の実現であり、企業の利益を賃金の削減で賄う社会の在り方が問われています。また、働くルールを求める署名や最賃引上げの署名運動など広く県民、市民の世論に訴える活動も継続して行います。

- (1)「均等待遇」「最低賃金」「公契約」の3つの運動課題を結合して、職場の要求闘争を 社会的運動へ発展させます。
- ①企業内最低賃金「1000円」以上の実現に向けて、労働局や厚生労働省などへの要請 運動や宣伝を行います。
- ②「生活保護との整合性」「憲法25条」を地域最賃に生かし、低くすぎる最賃を告発し、 「最賃引上げ」の運動を広げます。
- ③全国一律最低賃金制への運動を広げます。
- ④最賃体験と学習運動を結合して取り組みます。
- ⑤中央最賃審議会委員、地方最賃審議会委員の不公正な選任を改めさせ、全労連からの委 員選任を実現する運動を広げます。
- ⑥公契約運動の強化を図り、公務や自治体で働く非正規労働者の労働条件改善に向けて取り組みます。

4. 働くルールの確立、

働き方は自由であっても、時間当たりの賃金や福利厚生などの労働条件の均等待遇を求め、ILO が提起するような「働きがいのある、人間的な仕事の実現」をめざし、展望をもって運動することが重要です。そのためにはディーセントワーク(働きがいのある、人間的な仕事)が求められています。それは「1. 働く機会があり、持続可能な生計に足る収入がえられること。2. 労働三法などの働く上での権利が確保され、職場で発現しやすく、それが認められること。3. 家庭と職業の生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、生活保障制度や医療・年金制度などのセーフティーネットが確保され、自己の鍛錬もできること。4. 公正な扱い、男女平等な扱いを受けること」といった願望が集大成されたものであることです。パート臨時労組連絡会は単に言葉だけの問題とせずに、ディーセントワークの実現を求めて、展望をもって運動を持続します。

- (1) 有期労働契約を制限させ、労働者派遣法の抜本改正など「働くルール」の改正に取り組みます。
- ①「働くルールを求める」宣伝や法整備の運動を広げます。
- ②職場討議や学習運動に取り組みます
- ③職場での有期雇用契約「期間の定めのない雇用契約」に転換させる運動を進めます。

5. 非正規労働者の春闘への結集

完全失業率が 5.1% (2009 年 10 月統計) となり、厚生労働省の発表では非正規労働者の 12 月末までの失業者は 363 万人となります。非正規労働者は不況になると、雇用の調整弁として真っ先に解雇されています。正規労働者でさえ、一度解雇されれば、正規職での道はありません。一般的に非正規労働者の組織率は低く、そのことが要因として労働条件の悪化に歯止めがかけられていません。生協労連では非正規労働者の 71% (2007 年統計) が組織され、労働環境の改善と非正規労働者の待遇改善に一定の前進が見られる。 医労連でも介護労働者の低賃金改善と非正規労働者の待遇改善が介護の質に直結する課題として、賃金や労働条件の改善の運動が前進しています。 2009 年の春闘では正規職員の賃金が 10年間上がらない中で、非正規労働者の賃金の底上げがなされ、運動が前進し始めています。非正規労働者が春闘に結集して闘うことが、春闘全体の底上げと消費拡大につながり、雇用や不況の打開対策として効果を持つようになります。非正規労働者の春闘への結集は、今日の働き方を社会問題化する上で大きな力です。

- (1)すべての非正規労働者の共同で「貧困と格差解消」を実現する運動に取り組みます。 ①2010 春闘で、時給 1000 円以上、企業内最低賃金協定、賃金・労働条件での均等待遇実 現に取り組みます。
- ②2010年春闘、国民春闘中央集会(2月12日予定)、県春闘共闘決起集会(3月7日予定)に結集して運動を強めます。

6. 仲間を増やすこと

非正規労働者の組織化は労働組合の強化や運動の量的拡大でも大切な要素です。非正規労働者の中には女性が多く、賃金格差や労働条件改善は社会的に改善することなくして、非正規労働者の待遇が改善されないことをよく自覚している労働者が多く、運動の推進力となります。要求に対する意識や現場の改善にも意欲を持っています。こうした仲間を増やし、労働組合の質的改革と運動の強力な前進を図ることが重要です。

- (1)職場で組合に入っていない非正規労働者の組織化に取り組み、すべての非正規労働者の賃金引上げ、労働条件改善に取り組みます。
- ①ホームページを充実させ、非正規労働者の取り組みや実態を紹介します。

7. 非正規労働者の権利と雇用を守る闘いの支援強化

パート・臨時労組連絡会は非正規労働者の権利と雇用を守る推進母体として、他組織の 組合と共同して運動の前進を図ります。学習や交流でお互いを励まし、運動の経験を積み、 使用者側からの攻撃を跳ね返す力を身につけます。

- (1) 全国交流会や総会に代表を送り、全国の経験に学びます。
- ①5月の「第18回パート・派遣など非正規で働く仲間の全国交流集会 in 松山」に結集して、全国の経験を学び、岡山の運動に活かします。
- (2) 非正規労働者の権利と雇用を守るたたかいを支援します。
- ②リストラ労働者支援センターの取り組みを援助します。
- ③社会保障推進協議会が行っている路上生活者支援活動に参加します。

Ⅲ. 役員体制(案)

会長 高木 好子 生協労組おかやま

副会長 清水 一成 自治労連岡山県本部

奥本 茂生 県医労連

藤原 真 岡山高教組

事務局長 伊原 潔 県労会議

事務局次長 松田 ひとみ 生協労組おかやま

運営委員 岩本 陽輔 県医労連

田中 純子 自治労連岡山県本部

藤田 弘赳 地域労組

加藤 雄一 県労おかやま

川口 千代子 県労倉敷